

平成30年度 入札・契約制度改正について

平成30年度に高知県が発注する公共工事に係る入札・契約制度の改正概要は次のとおりです。

高知県土木部
(問い合わせ)土木政策課(契約担当)
電話:088-823-9813(直通)

1 社会保険等未加入対策の推進

社会保険等(健康保険・厚生年金・雇用保険)への加入を促すため、受注者は、全ての工事において、社会保険等の加入義務を有しながら未加入である業者との一次下請契約を締結してはならないこととします。また、契約後に未加入が判明し、その状態が継続する場合には、発注者は受注者に対し制裁金を課す等の措置を取ることができるものとします(建設工事請負契約書に規定します。)

【対象工事】	一次下請契約に係る請負代金の総額に関わらず全ての工事
【施行時期】	平成30年10月1日以降に入札公告等を行う工事

2 電子入札における「取退方式」の実施(平成29年度補正分から適用)

電子入札による「指名競争入札」及び「一般競争入札(価格競争・事前審査方式)」において、入札参加機会の確保と競争性の向上のため、入札参加者が入札実施機関に開札日における受注可能件数を、あらかじめ指定様式により届け出ることにより、その日に落札決定された件数が受注可能件数に達した場合に、入札を辞退できることとします。

3 総合評価方式の評価基準の変更

(平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用)

総合評価方式の一般競争入札において、総合評価基準の一部を改めます。

① 同種・類似工事の成績評定(企業の評価及び配置予定技術者の評価)に関する項目

評価対象工事に国土交通省発注の工事を追加することとします。

現行	改正案
県発注工事 3件 高知県発注工事の実績件数 ※3件に満たない場合でも、高知県発注工事の評価実績のみを評価の対象とする。	発注工事 3件 ①高知県発注工事 ※①で3件に満たない場合は ②国土交通省発注工事の評価実績を評価の対象とする。

② 優良工事表彰の有無(企業の評価及び配置予定技術者の評価)に関する項目

経過措置期間の終了に伴って、加算対象とする表彰の期間を見直します。

現行	改正案
対象期間 5年	対象期間 3年

③ 法面工事の施工体制【新設】に関する項目

グラウンドアンカー工、現場吹付砕工、ロックネット工等において、入札参加資格要件を緩和するとともに、発注工事における施工体制に関する評価項目を新たに設定します。

【グラウンドアンカー工の例】

	現行		改正案	
	建設業法上の工程	施工実績	建設業法上の工程	施工実績
入札参加資格	とび・土工(※)	グラウンドアンカー工(自社施工に限る)	とび・土工	グラウンドアンカー工
総合評価(同種・類似工事)	—(実質「とび・土工」)	グラウンドアンカー工(自社施工に限る)	—	グラウンドアンカー工

当該工事の法面工(※)を自社で施工 : 10点
当該工事の法面工(※)を下請に発注して施工 : 0点
(注) 自社施工について施工中及び完了後に確認を行い、自社施工が達成できていなかった場合には、工事成績評定を減点する(−8点)

過去の施工実績の評価から、
契約工事で評価する方向へ転換

※指定する工種: グラウンドアンカー工、現場吹付砕工、ロックネット工等

④ 重機保有の有無に関する項目

評価対象とする建設機械を経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械に準じ、入札時の提出資料を簡素化し、受発注者双方の事務負担を軽減します。

	現行				改正案			
	バックホウ又はトラクターショベル	3台～	10点		3台～	10点		
対象機械	〃	2台	7.5点	経審(※2)における「建設機械の保有状況」の対象機械(※3)	2台	7.5点		
	〃	1台	5点		1台	5点		
	〃	無	0点		無	0点		
要件	自社保有又はリース(※1)				自社保有又はリース(※4)			
確認資料	①記入様式 ②リース契約書の写し(リースの場合) ③特定自主検査記録表 ④車検証(受けている場合) ⑤写真(6月以内撮影)				経審の確認資料で可 〔経審で当該項目の審査を受けていない者については、経審の審査資料に準じて別途資料作成〕			

※1: リース契約期間内に公告日を含むこと。

※2: 経営事項審査の略

※3: ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン・パイルドライバー(アタッチメント付き))、ブルドーザー(3t～)、トラクターショベル(0.4m～)、移動式クレーン(3t吊～)、ダンプトラック(5t積～)、モーターグレーダー(5t～)

※4: 審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間であること。
1年毎の自動更新の場合は、1年7ヶ月以上使用する意思の誓約(様式による)

4 前年度の取扱いを継続するもの

◆ 独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例

契約時に、独占禁止法の遵守及び談合等に関与していない旨の誓約書を受注者から発注者に提出する取扱いを特例として定めているものを継続する。

◆ 現場代理人の常駐義務緩和

現場代理人の常駐義務について、一定の条件で緩和する措置を継続する。